HP用

**宿泊療養されるみなさまへ**

**（R&Bホテル新大阪北口）**

**令和４年11月８日**

**大阪府**

**１、はじめに**

皆様におかれましては、当面の間、宿泊施設で療養されることになります。

ご宿泊される皆様に、安心・安全にお過ごしいただくため、本紙記載の内容についてご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

生活上のお困りごとや健康面の心配ごとがございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。スタッフへのご連絡は、二次感染防止の観点から、携帯電話または各室に設置されている内線電話にてお願いいたします。

・**立入禁止区域**には**絶対に立ち入らないでください。**

・建物外へ出ることはできません。**外出した場合は警察に連絡します。**

ただし、**火災等が発生した場合は避難を優先してください。**

・居室の外に出る場合は、**必ずマスクの着用**をお願いします。

・防護服等の準備が必要なため、**職員に直接話しかける必要があるときは、**

**事前に電話連絡**をお願いします。

**＜厳守＞　※感染防止の観点から、特に厳守願います。**

|  |
| --- |
| **＜咳や発熱など健康面に関するご相談（看護職）＞****TEL：（内線）****※２４時間いつでもご連絡ください。****ただし、こちらは保健医療関係専用の相談窓口のため、容態が急変された方からの緊急の連絡も受付けております。健康状態と関係ないご相談についてはご遠慮ください。****（内線電話は各居室にございます。）** |
| **＜生活上のお困りごとに関するご相談（ホテル従業員）＞****TEL：（内線）****（外線）****※内線電話は各居室にございます。****※原則として、毎日朝9時から夜21時までの受付となりますので、****ご了承ください。** |

**２、ご宿泊中に必要なもの（例）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 備考 | チェック |
| 現金 | 退所時の交通費。コインランドリー用100円。（100円玉は戻ってきます。） | □ |
| キャッシュカード |  | □ |
| クレジットカード |  | □ |
| 健康保険証 | 健康相談時等に必要。 | □ |
| 保健所より渡された文書（宿泊療養・自宅療養における医療費公費負担通知） |  | □ |
| 携帯電話スマートフォン | 毎日の体温・体調等をご入力いただくため、必ずお持ちください。 | □ |
| 携帯・スマートフォン用充電器 |  | □ |
| 着替え |  | □ |
| 下着 | ホテルに有りません。 | □ |
| 靴下 | ホテルに有りません。 | □ |
| パジャマ | ホテルに有りません。 | □ |
| バスタオル | ホテルに有りません。 | □ |
| ハンドタオル | ホテルに有りません。 | □ |
| 洗濯洗剤 | ホテルに有りません。 | □ |
| 洗濯用ネット |  | □ |
| 体温計 |  | □ |
| 生理用品 |  | □ |
| 薬 | 常備薬、頓服薬 | □ |
| お薬手帳 |  | □ |
| 衛生用品 | 歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、髭剃り、洗顔石鹸、ブラシ、爪切り等。 | □ |
| マスク |  | □ |
| 眼鏡 |  | □ |
| コンタクト |  | □ |
| コンタクト液 |  | □ |
| 嗜好品 |  | □ |
| コップ類 | コーヒー、紅茶、お茶等。 | □ |
| ウエットティッシュ |  | □ |
| 消毒用アルコール等 |  | □ |
| 雨具 |  | □ |
| 気分転換にご使用されるもの | ゲーム機、パソコン、雑誌、漫画等 | □ |

※上記の表は準備物の参考例です。個人で必要と思われるものは追加でご準備ください。

**【参考：宿泊施設（R&Bホテル新大阪北口）にある備品リスト】**

|  |
| --- |
| テレビ、冷蔵庫（空）、電気ポット、ドライヤー |
| トイレットペーパー、箱ティッシュ、シャンプー、リンス、ボディーソープ |
| 消臭スプレー、ゴミ箱、ハンガー |

※上記以外は自分で用意いただく必要があります。

※館内にコンビニ等の販売店はありません。

＜あると便利なものリスト＞

○ポケットWi-Fi

テレワークやオンラインゲームをする方はぜひお持ちください。

ホテルのWI-FIは途切れたり、通信速度が遅くなることがあるため。

○エコバック等

施設内でお弁当や飲料は所定の位置で配布しています。このような荷物を部屋まで持ち帰るさいにあると便利です。

**３、ご宿泊中の注意事項**

**（１）健康状況の報告（毎日の報告、緊急時）**

**（１）健康状況の報告（毎日の報告、緊急時）**

○毎日、（別紙１）の内容を参考に、1日3～4回（朝・昼・夕・寝る前等）を

目安にセルフチェックを行ってください。

■発生届対象の方

８時頃、１６時頃に２回検温を行い、ご自身のスマートフォンやパソコンから、

健康観察データに体温や酸素飽和度（SpO2）、体調等を入力してください。

（入力方法については、ご入室される際にご案内します。）

体調変化のある方から、看護職が各居室に電話し、体調についてお伺いします。

■発生届対象外の方（陽性者登録センターに登録された方）

８時頃、１６時頃に２回検温を行ってください。看護師から架電があります

ので、体温、酸素飽和度(SpO2)等、症状をお知らせください。

　宿泊療養中に健康観察用のHER-SYS IDが発行されます。大阪府保健所からのSMSを確認しましたら、HER-SYSガイドを参考に登録してください。

　登録後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから、健康観察データに体温や酸素飽和度（SpO2）、体調等を入力してください。

〇必要に応じてオンラインによる健康相談・診療を行います。

○体調に変化がある場合（特に発熱の場合）は、夜間でも、速やかに看護職までお電話ください。なお、各自で救急車を呼ばずに、必ず施設内の看護職へ連絡をしてください



**【オンライン健康相談・診断のご案内】**

内容：医師によるオンライン健康相談・診察・薬の処方（新型コロナ感染症に関する薬）

対象：病状の悪化の可能性、体調に変化がある宿泊療養者

方法：本人の希望や、看護師による健康観察等により、必要に応じオンライン健康相談・診療を調整

※健康保険証が必要です。必ずご持参ください。

※常用薬（持病の薬）は２週間程度、頓服薬等は、できる限り持参してください。

**【その他相談の窓口】**

○ストレス等による心の不調についての相談

・こころのホットライン　**０６－６６９７－０８７７**

　　　　　　　　　　　　　午前9時30分から午後5時《土日祝日は除く》

○新型コロナウイルスに感染した妊産婦へ、母子の健康や育児に関する相談

・居住地の保健所

保健所の連絡先がわからない場合は

お問い合わせ総合ダイヤル　**０６－７１６６－９９８８**

　　　　　　　　　　　午前9時から午後6時《土日祝日は除く》

・大阪府助産師会　**０６－６７７５－８８９４**

　　　　　午前9時から午後5時《土日祝日は除く》

**（２）ご宿泊に当たっての生活基本事項**

**〇生活全般**

原則として、各自の居室内に留まっていただくようお願いします。

また、居室のドアを開閉する際には、必ず、手指消毒して頂くとともに、マスクを着用して頂きますよう、お願いします。

**〇風呂・手洗い**

各居室内に設置されています。浴室の使用時間帯の制限はございませんが、深夜・早朝の使用の場合には、周囲へのご配慮をお願いいたします。

**〇清掃・洗濯**

居室内の清掃及び衣類等の洗濯は、ご自身で行ってください。洗濯は、洗濯機・乾燥機

を無料でご利用頂けます。

**〇食事**

毎食、以下の時間帯に、放送等でお知らせしますので、マスク着用のうえ指定場所にて

お受け取りください。

なお、お弁当を全部お召し上がりになる必要はありません、体調に応じ、ご飯の量を減

らすなどして、健康管理にご留意ください。

また、食中毒防止のため、お早めにお召し上がりいただくとともに、食べ残しは廃棄

頂きますようお願いします。

※食事をお配りする時間帯の目安

【朝食：AM7:30頃から、昼食：PM0:30から、夕食：PM6:30から】

また、お弁当がお口に合わない場合や量が足りない場合は、フードデリバリーサービ

スをご利用頂けます。ご利用の際は、別紙「療養中のフードデリバリーサービスの利用について」の内容について十分に理解し、留意事項を遵守してください。

**〇ごみ**

各居室のビニール袋にペットボトルや缶をつぶしたり、弁当の蓋や容器を重ねたりするなど、できるだけ小さくコンパクトにした上で、１階指定場所にお出しください。

**〇Wi-Fi**

館内でご自由にご利用いただけます。

※ご利用が集中した場合、一時的に通信スピードが低下したりログインができない状態になったりすることがあります。

※安定したデータ通信を行いたい方は、ポケットWi-Fi等をご持参ください。

**○差し入れ**

差し入れの中に酒類・たばこ、危険物等が入っていないか、差し入れ者もしくは本人立会いの下、中身を確認させていただきますのでご承知おきください。

差入れは最小限でお願いします。

飲食の差し入れによる体調不良等は自己責任となります。

**（３）その他の注意事項**

・宿泊している居室のフロア、共用スペース（1F）、洗濯室（2F）以外のフロアには、立ち入らないでください。

・室内を出るときは転倒しないためできるだけかかとのある靴を使用してください。

・電話に応答されないなど、安否確認等が必要である場合、居室へ立ち入ることがあります。

・飲酒・喫煙は厳禁です。

・出来るだけアレルギーには配慮しています。

　　・宿泊療養中はご家族やご友人等との面会はできません。電話の取次ぎもできません。

・職員が宿泊者に代わって、物品の購入等をお受けすることは致しません。

・部屋備え付けの電話から外線をかけることは出来ませんのでご注意下さい。

・万一、部屋備え付けの電話から外線にかけた場合の料金は、自己負担となりますのでご注意下さい。

・宿泊しているホテル名はSNS等で公開しないようにお願いいたします。

・他の宿泊される方のご迷惑とならないように、お静かにお過ごしくださいませ。

・マンションに隣接している為、お静かにお過ごしくださいませ

・居室の外に出る際は、必ず部屋のカギをお持ちください。

カギをお忘れになるとオートロックが掛かりお部屋に入れなくなります。

誤って、カギをお忘れになった場合は、館内の内線電話（各階エレベータ前）にて　ご連絡ください。

**（４）同意書について**

　　・本書をご確認いただいたうえで、別添の「同意書」に、日付、氏名、住所、携帯電話番号を記入してください。

　　　ご記入いただいた同意書は１階受付にて写真撮影させていただきます。

・撮影が終了した同意書は個人情報になりますので、宿泊療養期間終了までご自身で保管し、お持ち帰りください。

・未成年の場合は、入所前に保健所より保護者の方へ同意書内容を説明し承諾をいただいております。その際、本人の連絡先とは別に、保護者の連絡先も確認させていただきます。

※お手数をおかけして、申し訳ありませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

**（５）療養解除に関する考え方**

　・国の退院に関する基準と同様です。

・【症状がある患者】発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間を経過した場合には8日目から療養解除となります。

・【症状がない患者】検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除となります。5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に療養期間の短縮が可能となります。宿泊療養施設では検査体制が整っておりませんので、原則対応できません。ご了承ください

・最終的な判断は保健所長が行いますので、毎日の健康観察を必ず報告してください。

**（６）療養における医療費の公費負担について**

　　療養中の新型コロナウイルス感染症に係る医療費については全額公費負担の対象となります。

**（７）宿泊療養の各種証明書について**

**〇PCR検査の結果が陰性であることの証明書(陰性証明)について**

保健所では陰性証明の発行はしていません。（宿泊療養終了後に勤務等を再開するにあったって、職場等に陰性証明を提出する必要はありません。この取り扱いは、厚生労働省から各都道府県労働局にも周知しています。）

**〇宿泊療養又は自宅療養を証明する書類（保険会社の医療保険等の入院給付金の請求のための証明書）について**

保険会社の医療保険等の対象となるかは、保険会社にご確認ください。

発生届対象者の方は療養を証明する書類（療養証明書）の発行が可能です。

ご自宅のパソコンや、お持ちのスマートフォンを使いMy HER-SYSで療養を証明する書類（療養証明書）を交付できます。パソコン、スマートフォンをお持ちでなくMy HER-SYSをご利用できない方に関しては、管轄の保健所で交付できますのでご相談ください。

発生届対象外の方は（陽性者登録センターに登録された方）、療養証明書の発行はできません。

**～宿泊療養生活について確認しましょう～**

（１）感染防止のために注意すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 注意する項目 | 本人 |
| １ | 宿泊施設から外出しない外部からの訪問者を宿泊施設に入れない。 | □ |
| ２ | マスクを着用する | □ |
| ３ | 小まめにうがい・石鹸で手洗いをする | □ |
| ４ | シーツは、宿泊者が交換し、袋に入れて密閉する | □ |
| ５ | タオルや衣類は、通常の洗濯洗剤で洗濯し、しっかり乾かす | □ |
| ６ | 食事は、指定場所へ取りに行く | □  |
| ７ | 日中はできるだけ換気をする | □ |
| ８ | ゴミは密閉して捨てる | □ |

　（２）日常生活について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 本人 |
| １ | 食事について※宿泊療養期間中は禁酒・禁煙 | □ |
| 2 | 掃除について | □ |
| ３ | 入浴について | □ |
| ４ | 服薬について | □ |
| ５ | 日中、生活する際の不便はありますか | □ |

**宿泊施設で療養される方へ**

（別紙１）

～新型コロナウイルス感染症の軽症者等の療養時における留意点～

 宿泊で療養をするにあたり、ご不安なことも多いことと思いますが、保健所と宿泊施設医療スタッフが

あなたの療養をサポートします。

 毎日、宿泊施設医療スタッフより健康観察のためにご連絡しますので、そのときにあなたの体調についてお聞かせください。

 また、１日に３～４回（朝・昼・夕・寝る前等）　以下の囲みのような症状の有無について、自己チェック（セルフチェック）をしていただき、**該当する項目がある場合には、直ちに宿泊施設医療スタッフに連絡してください。**

 自己チェックのタイミングでなくても、症状がみられたときには、緊急の対応が必要となりますので、直ちに連絡してください。

 ●緊急性の高い症状

|  |  |
| --- | --- |
| 表情・外見 | ・顔色が明らかに悪い・唇が紫色になっている・いつもと違う、様子がおかしい  |
| 息苦しさ等 | ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった）過呼吸のイラスト・急に息苦しくなった・生活をしていて少し動くと息苦しい・胸の痛みがある・横になれない。座らないと息ができない・肩で息をしている・突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた |
| 意識障がい等 | ・ぼんやりしている（反応が弱い）・もうろうとしている・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする |

令和2年4月27日　厚生労働省　事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における

留意点について」より

ホテルからのお願い

◎お部屋の窓からタバコの吸い殻・ゴミ等を外へ捨てないで下さい。（※１）

◎１Ｆゴミ捨て場にはお部屋から出る一般ゴミのみをお出し下さい。

　リネン類（シーツ・枕カバー）は退所時までお部屋で保管して下さい。

◎ゴミ袋はホテル指定のゴミ袋を使って出して下さい。

１Ｆエレベーター前にご用意しております。

◎洗濯・乾燥をされる際は次の方もおられますので時間厳守でお使い下さい。

◎お部屋を出る際は必ず鍵を持って出て下さい。

◎非常階段・非常扉は緊急時以外のご利用は出来ません。

非常口の最終出口には警備員が２４時間待機しております。

◎差し入れはすぐにお渡しできない場合がございます。

フロントからの案内があるまではお部屋でお待ちください。

◎退所時はお部屋の窓は必ず閉めて下さいませ。

※１

受け入れ開始時より現在まで窓から吸い殻・ゴミを捨てる療養者の方が多数おられます。

近隣のマンション・企業などから苦情が多発しております。

防火・防犯上の観点より当ホテルは防犯カメラを設置しております。

万が一損害賠償が発生する事案が起きた場合は録画映像を基に当事者同士での解決を

お願いしております。

またホテル内の設備・備品等を破損された場合も損害賠償を請求させて頂く場合もございます。

（別　添）　　　　　　　　　　　　　同 意 書

大阪府知事　様

* 宿泊療養施設への入所にあたり、万一、新型コロナウイルス陽性者で

なかった場合、新型コロナウイルスの感染リスクがある事について

了承します。

* 「宿泊療養されるみなさまへ」の内容について十分に理解し、

記載事項を遵守します。

※感染症法により、宿泊療養者には以下のことが求められています。

（法第４４条の３第２項及び３項）

・療養期間中はご自身の体温その他の健康状態について報告すること。

・宿泊施設から外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求めに応じるよう努めること。

令和　　年　　月　　日

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：

住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：

携帯電話：　　　　　　　　　　　　　　　　：

未成年の場合　保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　　　携帯電話：　　　　　　　　　　　　　　　：

○宿泊療養は、感染症法に基づくものであり、以下の点に注意すること。

・もし宿泊者が、宿泊施設から逃げ出した場合は、保健所長により入院の勧告が行われ、この入院の勧告に従わない場合は、入院措置（即時入院）をとることができる。

・また、上記の勧告又は措置によって入院した場合の入院費用は保険適用分を除き自己負担となり得る。

・さらに上記の入院措置に反して逃げ出した場合や入院しなかった場合については罰則（５０万円以下の過料）が設けられている。

※以上、感染症法第19条第1項、同法第26条第２項、同法第37条第3項、同法第80条

・オンライン診療を受診した時点で、コロナ患者と確認または診断されなければ、コロナに関する治療において、公費負担が受けられません。通常医療と同様、保険適用分を除き、自己負担となります。

◆夕食の選択（どちらかに〇）

**Aコース　　　　　　Bコース**

**（標準：魚や野菜、煮物が中心）　　　　　　　　　（揚げ物や肉が中心）**

**※選んだコースは退所まで変更できませんのでご了承ください。**